

## 新型コロナウイルス感染症登園届出書（保護者記入）

清瀬市立 保育園

組

園児氏名

		保護者の方へ
発症した日	月 日	診断を受けたら、保護者より保育園に連絡をしてください。(発熱、呼吸器症状、消化器症状、鼻汁等の症状)
症状が軽快した日	月 日	症状が軽快したら、保護者より保育園に連絡をしてください。 ※症状軽快:解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や苦しさ等)が改善傾向にある状態
登園を再開する日	月 日	登園再開日に保育園へ提出してください。ただし、体調不良が続くときには、医療機関の相談と保育園へご報告ください。

保育園園長 殿

医療機関名：

医師名：

において受診し、

新型コロナウイルス感染症と診断され、規定の登園停止期間を経過し、

症状が軽快しましたので、登園を再開します。

令和 年 月 日 保護者氏名

## 新型コロナウイルス感染症の登園までの日数の数え方

**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**  
(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行)

両方の条件を満たすこと	火	水	木	金	土	日	月	火
	【例1】 発症2日目に 症状軽快	発症 (この日は 数えない)	1日目 症状有	2日目 症状軽快	発症後5日以内 登園停止			6日目～ 登園可能
【例2】 発症5日目に 症状軽快	発症	症状有	症状有	症状有	症状有	症状軽快 (この日は 数えない)	症状 軽快後 1日	7日目～ 登園可能
【例3】 無症状 (検体採取)	陽性確認 (検体採取日)	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし	6日目～ 登園可能	